

埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業費補助金交付要綱

平成29年4月3日決裁
令和2年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 県は、農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化の加速化について支援するため、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、農地中間管理機構（（公社）埼玉県農林公社）（以下「機構」という。）が当該事業を実施するために必要な経費に対し、毎年度、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は別表第1の掲げるとおりとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が毎会計年度別に定める日までとする。

3 規則第4条第1項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に関する書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、別表第2に掲げるとおりとする。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表第1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業内容の変更等の承認手続き)

第7条 機構は、規則第6条第1項第1号及び第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合、様式第3号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付する事がある。

(遂行状況報告)

第8条 機構は、交付金等の交付決定に係る年度の12月31日現在において、様式第4号の遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

ただし、遂行状況報告書については、概算払請求書をもってかえることができるものとする。

2 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、機構に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了(補助事業の中止及び廃止の場合を含む。)の日から起算して20日を経過した日、または補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。補助事業に係る会計年度が終了した場合も同様とする。

3 第3条第3項のただし書きに該当した場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第10条 規則第13条の報告書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書は、様式第6号により行うものとする。

(補助金の概算払)

第12条 機構は、補助金の概算払を請求しようとするときは、様式第7号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項に規定する概算払請求書の提出があり、事業の円滑な実施を図るため必要と認めるときは、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができる。

(返還)

第13条 第9条に定める報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、助成費に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、その金額(第9条第3項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第8号により、速やかに知事に

報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の整備等)

第14条 機構は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(契約等)

第15条 機構は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 機構は、第1項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第9号により指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則 この要綱は、平成29年4月3日から適用する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表第1（第1条、第2条、第5条）

事業	経費の内容	補助率	重要な変更
農地耕作条件改善事業	農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知。）別表の事業に要する次の経費 ア 純工事費 イ 測量設計費 ウ 用地費及び補償費 エ 全体実施設計費 オ 調査・調整費 カ 経理管理・指導費	・補助事業費の77.5%以内とする。	・事業の中止または廃止 ・事業実施地区間の経費の額の流用 ・補助対象事業者の名称の変更

別表第2（第4条、第10条関係）

様式	添付資料
交付申請書	(1) 実施設計書 (2) 事業採択通知（写し） (3) 定款 (4) 補助事業実施の会計年度における機構の事業計画及び収支予算書
実績報告書	(1) 出来高設計書 (2) 委託契約書（写し） ※事業を委託して実施した場合のみ。 (3) 現地写真（実施前、実施後） (4) 工事検査調書

様式第1号 (第3条関係)

令和 年度埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼 玉 県 知 事

住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

下記により令和 年度埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 事業の目的

3 事業の内容及び計画

地区名	事業実施 期 間	事 業 内 容	備考
〇〇地区	R〇〇 ~ R〇〇		

4 経費の配分及び負担区分 (別紙1のとおり)

5 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
1 県費補助金					
2 市町村費					
3 その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

7 添付資料

- ・第4条に規定する書類その他参考資料

(注) 3の「事業内容」欄は農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分のうち、該当する事業を記載してください。

6の「収支予算」の「(2) 支出の部」欄は農地耕作条件改善事業実施要綱別表のうち、該当する区分を記載してください。

様式第2号（第6条関係）

令和 年度埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業費補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業費補助金については下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 （※精算払、概算払 から記載）
- 3 事業の内容
 - （1）補助金交付の対象となる事業は、申請書の対象事業の内容に記載されたとおりとする。
 - （2）補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
 - （3）補助事業の内容が変更された場合における補助事業費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
- 4 補助金の確定
補助金の確定額は、次の各号より算出した額を比較して、いずれか低い額とする。
 - （1）補助金の額（変更された場合は、変更された額とする）
 - （2）当該補助事業に要した実支出に補助率を乗じて得た額
- 5 補助事業者の責務
補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和31年農林省令第18号）、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号）並びに埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業補助金交付要綱（平成29年4月3日決裁）に定めるところに従わなければならない。

6 補助条件

- (1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業補助金交付要綱第5条に規定する軽微な変更以外の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 5又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (6) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額があることが確定した場合には、その金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から8年間保管しなければならない。
- (8) 知事が必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。
- (9) 補助事業者は、補助事業に係る受益地の全部又は一部が当該事業につき土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の公告のあった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）、土地改良法によらない事業にあっては工事の完成検査日の属する年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、その転用の規模が小さいこと等の理由により、知事が別に定める場合を除き、補助金のうち、次の表に掲げる補助金返還額の算出方法により算出される金額（知事がこれより低い金額を定めたときはその定めた金額）に相当する部分を県に返還しなければならない。

補助金返還額の算出方法	
C	A : 返還対象補助金の総額
$A \times \frac{\quad}{\quad}$	B : 受益地の総面積
B	C : 転用（又は開田）受益地の面積

- (10) 補助事業を中止し、又は廃止した場合において、当該事業により取得した工事用材その他の物件が残存するときは、品目、数量、金額及び処分の方法を知事に報告して、その指示を受けなければならない。
 なお、当該処分により、収入があった場合は、その収入の一部を県に納付させることがある。

様式第3号（第7条関係）

令和 年度埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業費
補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

（あて先）

埼 玉 県 知 事

住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度埼玉県
農地中間管理機構農地耕作条件改善事業について、下記理由により変更（中止・廃止）の
承認を受けたいので埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業費補助金交付要綱第7
条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

（注）補助金交付申請書に準じて、変更前と変更後の内容が対比できるように作成する
こと。

なお、添付書類については、交付申請時に添付したもののうち、変更があったも
のに限り添付してください。（交付申請時以降変更の無い場合は省略できます。）

3 事業の中止・廃止の場合には様式2号を添付する。

様式第4号（第8条関係）

令和 年度埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業遂行状況報告書

令和 年 月 日
番 号

(あて先)
埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業について、補助金の交付手続き等に関する規則第11条の規定により、下記のとおり事業の遂行状況を報告します。

記

本年度 事業費	補助金額	事業の遂行の状況				備 考
		年 月 日 までに完了したもの		年 月 日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
円	円	円	%	円	〇月〇日	

事業着手 令和 年 月 日

事業完了予定 令和 年 月 日

(注) 記の「事業の遂行状況」の事業費の欄には、工事等の出来高を金額に換算した額を記載すること。

様式第5号（第9条関係）

令和 年度埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼 玉 県 知 事

住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。（なお、精算返還額は、 円です。）

記

（注）記の記載様式は様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式の記の「1 補助金交付申請額」を「1 補助金交付決定額」と、「2 事業の目的」を「2 事業の成果」と、「3 事業の内容及び計画」を「3 事業の内容及び実績」と、「4 経費の配分及び負担区分（別紙1のとおり）」を「4 経費の配分及び負担区分（別紙2のとおり）」と、「5 事業完了予定年月日」を「5 事業完了年月日」と、「6 収支予算」を「6 収支精算」と置き換えるものとし、申請内容を括弧書きで上段に、事業実績内容を下段に記載すること。

様式第6号（第11条関係）

令和 年度埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業費補助金交付額確定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知をした令和 年度埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告等に基づき、下記のとおりその額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

令和 年度消費税等仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼 玉 県 知 事

住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業について、埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業費補助金交付要綱第11条に基づく確定額
（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3 - 2）
金 円

注：参考となる資料を添付すること。

契約に係る指名停止に関する申立書

令和 第 年 月 日
号

補助事業者 様

住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。